

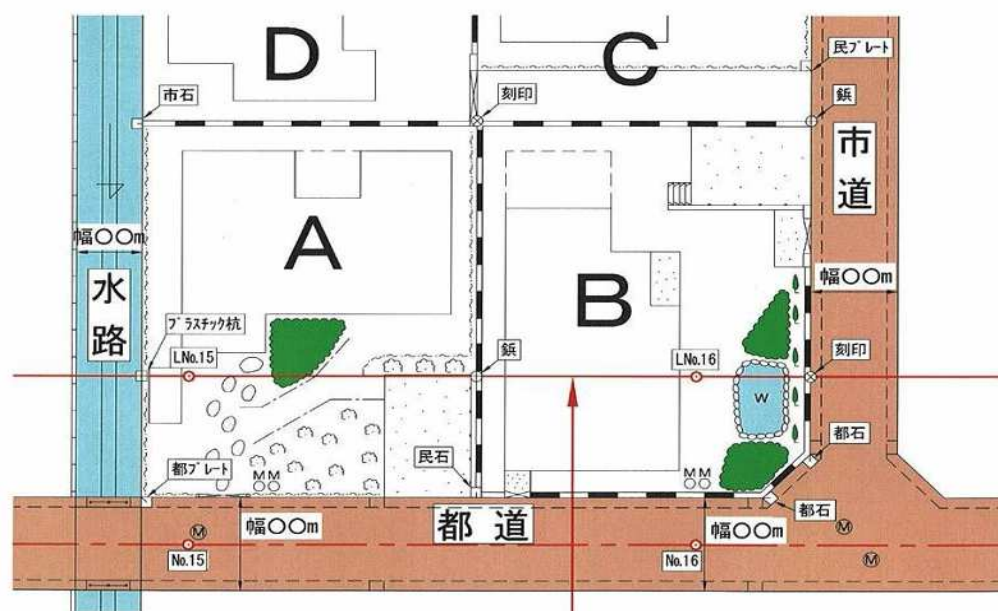
用地測量について

用地取得の対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、取得する用地の面積を確定する作業です。

- 公共用地（水路・道路等）との境界立会い
水路、都道、市道と隣接する土地（私有地）との境界は、各々の公共施設管理者と土地所有者との間で立会い、確認いただきます。
- 私有地と私有地との境界立会い
隣接する私有地と私有地との境界は、それぞれの所有者との間で立会い、確認いただきます。境界立会いの結果、境界線及び境界点を確認後、署名押印をお願いします。

境界立会の日時については、東京都南多摩東部建設事務所より、別途「封書」により通知させていただきます。

なお、測量作業を行なう者は、東京都の腕章を着用し、東京都発行の身分証明書を携帯しております。



お問い合わせは

東京都南多摩東部建設事務所 工事課
〒194-0021 東京都町田市中町1-31-12

○事業に関すること 道路設計係
電話042-720-8642

○測量に関すること 測量係
電話042-720-8649

町田都市計画道路3・3・36号（相原鶴間線）

事業概要及び用地測量説明会

日 時 平成24年11月26日（月）

午後7時より午後8時30分

場 所 町田市 南市民センター

 東京都南多摩東部建設事務所

道路整備事業のあらまし

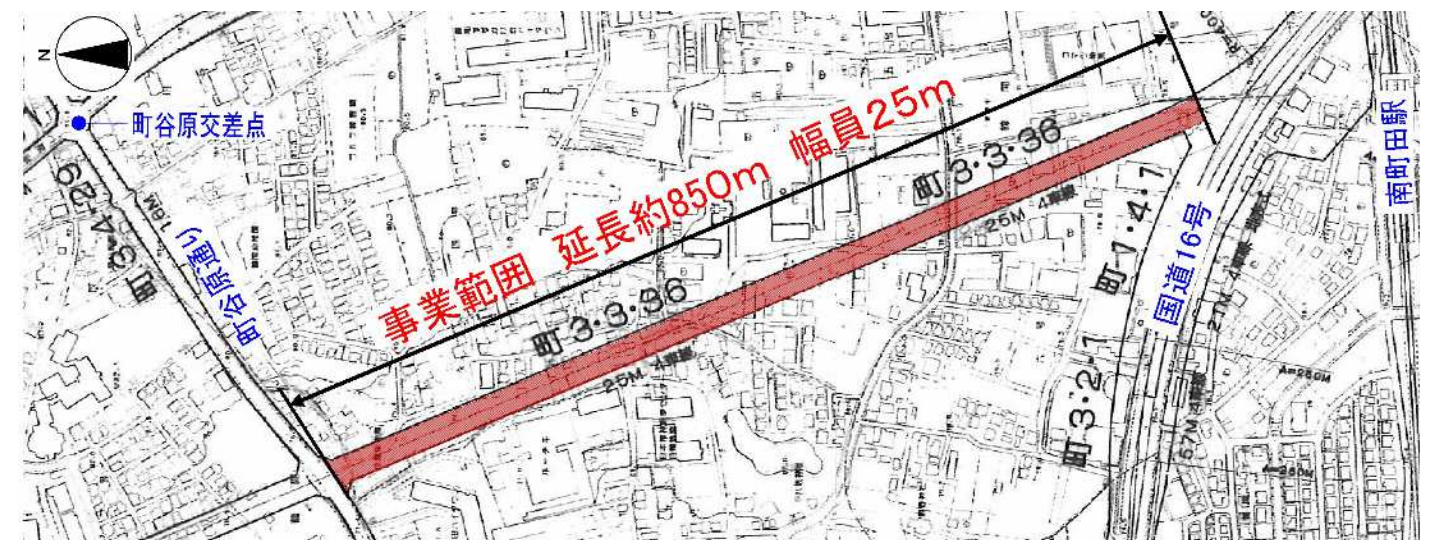
事業の目的

- 広域的な交通ネットワークの形成と円滑な道路交通の確保
- 安全で安心な歩行空間等の整備による歩行者・自転車の安全確保
- 災害時応援活動の円滑化及び防災性の向上
- 電線類の地中化による良好な景観の創出

事業の概要

- 都市計画決定 昭和36年10月5日 建設省告示2275号
- 事業延長 約850m
- 幅員 25m
- 車線 往復2車線(将来4車)

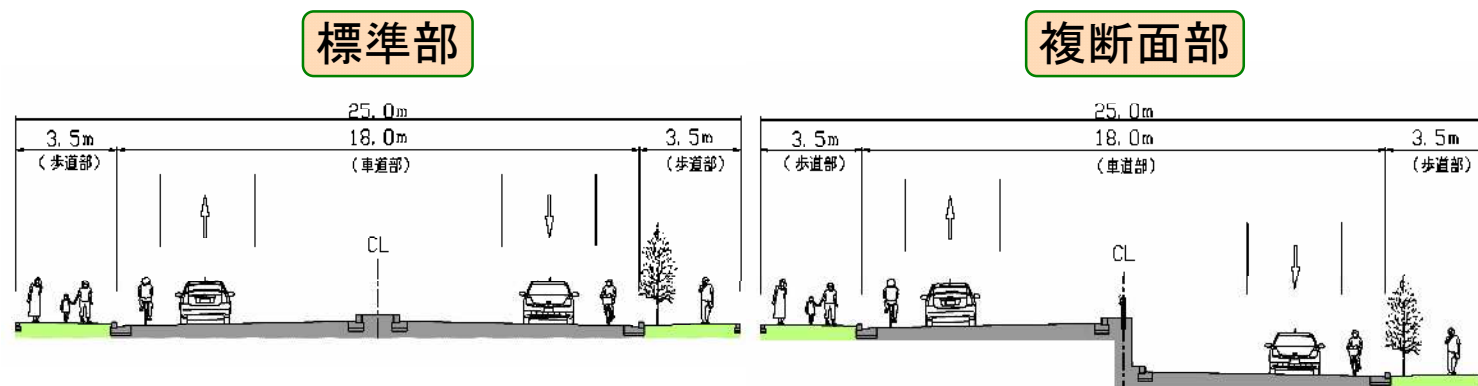
位置図



計画平面図



計画断面図



事業の流れ

